

生活福祉資金貸付制度

資金種類	内 容	貸付限度額										
1 総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金											
	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（6ヶ月以内） (二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内										
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 40万円以内										
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 60万円以内										
2 福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金											
	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用 580万円以内 以下は貸付上限額の目安										
	生業を営むために必要な経費	(460万円)										
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	<table border="1"> <tr> <td>技能を習得する期間が</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6月程度</td> <td>130万円</td> </tr> <tr> <td>1年程度</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2年程度</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>3年程度</td> <td>580万円</td> </tr> </table>	技能を習得する期間が		6月程度	130万円	1年程度	220万円	2年程度	400万円	3年程度	580万円
技能を習得する期間が												
6月程度	130万円											
1年程度	220万円											
2年程度	400万円											
3年程度	580万円											
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円)										
	福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)										
	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)										
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)										
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	<table border="1"> <tr> <td>療養期間が1年を超えないときは170万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円</td> <td></td> </tr> </table>	療養期間が1年を超えないときは170万円		1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円							
療養期間が1年を超えないときは170万円												
1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円												
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	<table border="1"> <tr> <td>介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円</td> <td></td> </tr> </table>	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円		1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円							
介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円												
1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円												
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	(150万円)										
	冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)										
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)										
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)										
	その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)										
	緊急小口資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 10万円以内										
3 教育支援資金	低所得世帯対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金											
	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 (高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内										
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 50万円以内										
4 不動産担保型生活資金												
	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 ・土地の評価額の7割程度 月30万円以内										
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 ・居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割） ・貸付基本額の範囲内（生活扶助額の1.5倍以内）										

お問い合わせ

社会福祉法人 坂戸市社会福祉協議会
350-0212
坂戸市大字石井2327番地6（坂戸市福祉センター内）
電話 049-283-1597